



「子ども」をめぐる人権問題は、いま・・・

「子ども」をめぐる人権問題

いじめ等を理由とした自殺、親の養育放棄による衰弱死等、子どもが被害者となる痛ましい事案が後を絶ちません。子どもは、一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

子どもの人権に関しては、様々な国内法令や国際条約等において、その基本原理や理念が示されています。こうした法令等により、子どもの人権が保障されていることを理解して子どもに係る人権教育を推進することが大切です。



子どもの権利条約

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。平成元(1989)年に国連総会で採択され、日本は、平成6(1994)年に批准しました。

この条約は、子どもの権利として「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をもとに、前文と54の条文からできています。



【条文をアイコン化したポスター(ユニセフ)】

《生きる権利》

防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

《守られる権利》

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られることや、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。

《育つ権利》

教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

《参加する権利》

自由に意見を表したり集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。

いじめ問題

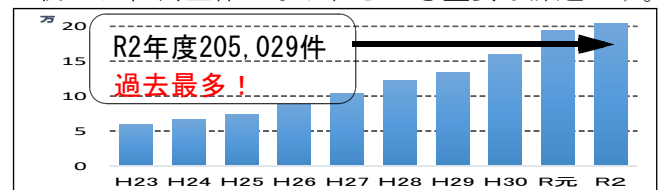
いじめは、特定の子もだけに関わる問題ではありません。特に、仲間外れや無視、悪口等のいじめの場合、子どもたちは被害経験と同時に加害経験をもっているとの調査結果もあり、多くの子どもがいじめに巻き込まれている実態が明らかとなっています。また、最近のいじめは、SNS上で行われることもあり、周りから一層見えにくくなっていることに加え、些細なきっかけから深刻ないじめにエスカレートすることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。いじめ問題を未然に防止するためには、学校全体で人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があります。いじめを許さない学校・学級の雰囲気を作り上げることが重要です。

《いじめを生まない学級づくりのポイント》

- ◇ 自尊感情の育成
- ◇ 共感的・支持的な人間関係づくり
- ◇ 集団としての問題解決力の育成

児童虐待

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、増加しています。子どもの生命が奪われるなど重大な事案も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。



【児童相談所での児童虐待相談対応件数】

※「令和3年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」から

児童虐待に関しては、関係法令が度々改正され、児童虐待を防止するための対策が強化されています。なお、教職員には、虐待の早期発見努力及び通告の義務があります。(児童虐待防止法第5条)

そこで、思い込みや先入観にとらわれず、あらゆる場面において、子どもの表情やつぶやきを丁寧に捉えるなど、M o m(見つめる・思いをめぐらす・向き合う)の基本姿勢で、子どもとの深い関わりを大切にしましょう。